

生駒市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

令和7年10月3日

生駒市監査委員 東 良 徳 一

生駒市監査委員 平松亜矢子

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

令和7年8月7日

第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明によれば、本件監査請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求対象行為

(1) 生駒市議会会派生駒市議会公明党（以下、「公明党」という。）に対する支出

令和6年度に、生駒市長が、政務活動費として公明党に対し交付した523,609円のうち、以下のア～ウに掲げる支出合計94,265円を支出した行為。

ア 令和6年8月1日～2日に成田智樹生駒市議会議員（以下「成田議員」という。）が東京都千代田区で開催の公共施設特別講座（以下「東京開催」という。）を受講したことに対する研修費の支出計85,565円。（内訳は以下のとおり。）

(ア) 生駒駅から京都駅までの運賃（往復）1,660円（830円×2）

(イ) 大和西大寺駅から京都駅までの特急料金（往復）1,040円（520円×2）

(ウ) 京都駅から東京駅までの運賃及び新幹線特急料金（片道）13,970円

(エ) 品川駅から京都駅までの運賃及び新幹線特急料金（片道）14,170円

(オ) 宿泊費9,725円

(カ) 講座受講料45,000円

イ 令和6年8月7日に成田議員（推定）が京都府相楽郡和束町（以下「和束町」という。）に先進地視察したことに対する研修費の支出計6,000円。

ウ 令和6年8月8日に成田議員が京都市で開催の公共施設特別講座（以下「京都開催」という。）を受講したことに対する研修費17,700円の支出のうち2,700円。（内訳は以下のとおり。）

(ア) 生駒駅から京都駅までの運賃（往復）1,660円（830円×2）

(イ) 大和西大寺駅から京都駅までの特急料金（往復）1,040円（520円×2）

(2) 生駒市議会会派日本維新の会（以下、「維新の会」という。）に対する支出

令和6年度に、生駒市長が、政務活動費として維新の会に対し交付した893,561円のうち、以下のア～イに掲げる支出合計77,500円を支出した行為。

ア 令和6年8月1日～2日に、当時維新の会に所属していた梶井憲子生駒市議会議員（以下「梶井議員」という。）が東京開催を受講したことに對する研修費の支出計75,320円。

（内訳は以下のとおり。）

(ア) 生駒駅から京都駅までの運賃（往復）1,660円（830円×2）

(イ) 生駒駅から京都駅までの特急料金（片道）520円

(ウ) 京都駅から東京駅までの運賃及び新幹線特急料金（片道）13,970円

(エ) 品川駅から京都駅までの運賃及び新幹線特急料金（片道）14,170円

(オ) 講座受講料45,000円

イ 令和6年8月8日に梶井議員が京都開催を受講したことに對する研修費17,180円の支出のうち2,180円。（内訳は以下のとおり。）

(ア) 生駒駅から京都駅までの運賃（往復）1,660円（830円×2）

(イ) 大和西大寺駅から京都駅までの特急料金（片道）520円

2 請求対象行為が違法又は不当であることの理由

(1) 証憑のない支出

上記1(1)のア(イ)及びウ(イ)の特急料金の支出については、特急を利用した証拠書類が添付されていないにも関わらず支出されている。生駒市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年6月生駒市条例第19号。以下「本件条例」という。）第7条では、政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費に係る支出の報告書及び領収書等の支出に関する証拠書類を議長に提出しなければならないことを規定している。また、生駒市議会で定めた「政務活動費の取扱いについて」（以下「本件取扱」という。）の「1運用の基本指針」「(4)説明責任」では、収支報告書に領収書等の支出に関する証拠書類が添付できない場合は、政務活動費の支出は認められないと規定している。したがって、特急を利用した証拠書類が添付されていない特急料金の支出は、本件条例及び本件取扱に違反しており違法な支出である。

(2) 使途が不明な支出

上記1(1)イについて、研修費として6,000円が支出されているが、「研修・視察等支出明細書」がなく、また、証憑として添付された領収書の但し書きがなく使途が不明であるため、支出を認め得る証拠と言い難く、証憑のない支出と同様に違法な支出である。

また、仮に宿泊費だったとしても、別紙として添付された「経済建設委員会（有志）和束町視察について」には宿泊費7,000円とあり整合性がとれない上、生駒市から和束町までは車で1時間前後であり、当日夕食後でも十分に帰ることができ、宿泊に合理性がない。なお、令和6年度の経済建設委員会に属する他の議員又は会派については、宿泊費を含め同視察に係る費用を政務活動費に計上していない。

(3) 不合理な支出

上記1(1)アの(ウ)、(エ)及び(オ)並びに(2)アの(ウ)及び(エ)については、成田議員及び梶

井議員が、令和6年8月1日及び2日に東京開催の第1講から第3講までを受講した際の交通費及び宿泊費である。しかし、同じ講師による同じ内容の京都開催が、同月7日及び8日に開催されており、京都開催にて受講すればこれらの支出66,005円（公明党37,865円、維新の会28,140円）は不要であった。実際に成田議員及び梶井議員は、同月8日に京都開催の第4講を受講している。

仮に、同月7日に京都開催を受講できない理由があったとしても、同月1日に東京開催の第1講及び第2講を日帰りで受講し、同月8日に京都開催の第3講及び第4講を受講すれば上記1（1）ア（ウ）の宿泊費9,725円は不要であった。

また、東京開催の第1講から第4講まで受講すれば、同月8日の京都開催の受講は不要であり、上記1（1）ウの（ア）及び（イ）並びに（2）イの（ア）及び（イ）の交通費4,880円の支出は不要であった。実際、成田議員及び梶井議員が同月2日に品川駅から乗車した新幹線は19時25分発であり、16時30分に終了する東京開催の第4講を受講しても十分に乗車できた。成田議員及び梶井議員の同日午後の行動は物見遊山とのそしりを免れない。本件取扱の「1運用の基本指針」「（3）案分の考え方」では、政務活動費を充当する場合は、政務活動以外の活動と混在することは認めないこととし、よって経費を案分することはできないものと規定しており、成田議員及び梶井議員が東京開催の第3講を受講した後、品川駅で新幹線に乗車するまでの間、政務活動が行われていたことを証することができない場合、政務活動費を用いることは不当である。

併せて、梶井議員については、同月1日は親類宅に宿泊したとされているが、親類に会うという私的な用のために政務活動費を使ったともいえるから不当である。

以上のとおり、上記の政務活動費の支出は合理的ではなく、不当な支出であり、その支払いを受けたことは不当利得である。

3 生駒市に与えた損害

公明党は、証憑のない支出、使途が不明な支出及び不合理な支出により45,945円の損害を、維新の会は、不合理な支出により28,140円の損害を生駒市に与えている。

しかし、上記算出額に関わらず、梶井議員が令和6年8月1日に親類宅への訪問に政務活動費を用いて上京することは不適切であること及び成田議員及び梶井議員が同月2日の午後に政務活動が行われていないことについての損害額は、公明党が92,605円、維新の会が75,320円である。

4 求める措置内容

令和6年度に支出した公明党及び維新の会の政務活動費のうち、違法不当な支出に係る損害額について、生駒市長に対して返還を求めるよう措置を講じること。また、再発防止のための支出基準及び政務活動費の支出に関する内部審査体制を見直すこと。

第3 監査の実施

1 監査委員の除斥

改正大祐監査委員については、自治法第199条の2の規定により除斥とした。

2 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第7項の規定により、令和7年8月28日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人は、新たな証拠を提出するとともに、請求内容の補足説明を行った。

3 監査の対象事項

請求対象行為について、それぞれ自治法、本件条例等の規定に違反した違法又は不当な支出であるかどうかを監査の対象とした。

4 監査の対象部局と生駒市の主張

生駒市議会事務局を監査の対象とし、必要な資料の提出を求めた。また、令和7年9月18日に議会事務局長、議会事務局次長等から事情聴取を行った。

提出された資料及び事情聴取における生駒市の主張の趣旨は以下のとおりである。

(1) 証憑のない支出について

交通費については、本件取扱において生駒市旅費支給条例に定める金額を基準としており、生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月生駒市条例第28号）第4条第2項で、議長等の旅費の支給は、特別職の職員で常勤のものの例によると規定されている。

市が職員等の旅費を支給する際には、生駒市職員等の旅費に関する規則（令和7年3月生駒市規則第13号。以下「旅費規則」という。）別表第1において、各交通手段の区分ごとに、その支払を証明するに足る資料を添付するものとしているが、鉄道賃については、インターネットによる検索で旅費内訳書の運賃の整合性を確認できるため、領収書の添付を求めている。そのため、この運用に倣い、公明党から提出された研修・視察費等支出明細書に記載の鉄道賃につき領収書の添付がなくとも支出は可能であるとする。

また、本件取扱の「1（4）説明責任」において、収支報告書に領収書等の支出に関する証拠書類が添付できない場合は、政務活動費の支出は認められないと規定しているが、研修会への参加に関する証拠書類については「領収書等」となっており、証拠書類は領収書に限定されるものではないと解される。当該研修に参加したことは、参加費の領収書及び内容を示す資料の添付をもって明らかであり、研修会場までの交通費についても、利用した公共交通機関の妥当性が確認できることから、成田議員が参加した当該研修会に要した費用について、実態に即した内容であり用途基準に照らしても正当かつ適正であると認められ、政務活動費で支出することは可能であるとする。

(2) 用途が不明な支出について

令和6年8月7日の和東町への先進地視察に係る但し書きのない領収書について、当該視察の実施日、行き先、視察の目的や概要などは、先進地調査（現地調査）届出書及び先進地調査（現地調査）報告書により明らかにされていた。また、当該領収書とともに視察内容を示す資料が添付されていた。交通費及び宿泊費の伴わない研修・視察等の場合、研修・視察費等支出

明細書（様式第2号）の提出は不要であり、当該領収書に但し書きがなかったことから、研修費のうちの参加費と推測した。

但し書きがない領収書については、最適な証拠書類ではないものの、領収書の体裁の不備が発行者に起因する不備であることを考え合わせると、そのすべてが証拠書類として認められないとまではいえないと考える。

また、宿泊地が近畿圏内であっても、宿泊が調査の対象であり視察の一環である場合など、宿泊の理由が妥当なものであれば、生駒市職員等の旅費の運用と照らし合わせても、違法かつ不当な支出とはいえないと考える。

（3）不合理な支出について

公明党及び維新の会から提出された収支報告書、領収書、その他関係資料に不備がなく、交通費、参加費及び宿泊費も実態に即した範囲内であると考ええる。同一内容の講座が東京都と京都府において別日程で開催されており、一括受講が効率性の観点から合理的であることは理解するが、和束町における視察との日程の重複における受講スケジュールの調整に加え、1講座ごとに金額が設定され柔軟に受講できるものであったことをふまえると、分散的な受講の選択は議員の裁量に委ねられるものであり何ら問題はないと考える。

（4）まとめ

政務調査費は、議会の自立性の下で会派又は議員が市政の監視・評価、住民福祉の増進のために必要な活動を行う際に支出するものであり、その具体的な使途については、会派又は議員の自主的かつ合理的な判断に委ねられるべきであるというのが自治法及び本件条例の趣旨であると考ええる。したがって、請求対象行為は違法又は不当な支出には該当しないと判断する。

（参考裁判例：平成21年12月17日最高裁第一小法廷判決、平成22年3月23日最高裁第三小法廷判決、平成25年11月18日福岡地方裁判所判決）

5 関係人に対する調査

関係人として、生駒市議会議長、公明党、維新の会、成田議員及び梶井議員に必要な資料の提出を求めた。また、令和7年9月18日に成田議員、梶井議員並びに公明党の代表者及び経理責任者から事情聴取を行った。

提出された資料及び事情聴取による内容は以下のとおりである。

（1）生駒市議会議長に対する関係人調査の概要

- ・本件住民監査請求の請求対象行為について、本件条例第10条の規定に基づく調査は実施していない。また、同条の規定に基づく調査を実施する要件も特に定めていない。
- ・収支報告書については、各議員が適正な政務活動に基づき政務活動費を執行しているとの認識のもと、議会事務局による形式的な審査を行わせている。この際、明らかな計数の誤りなどは聴き取りにより修正を行わせる場合はあるが、自主的な議員の政務活動の内容に踏み込んだ調査（聴き取り）は行わせていない。
- ・本件取扱の「7研修について（6）」では、研修会等の参加費、会費については、領収書と併せて内容を示す資料を添付することとなっているが、報告書の作成と添付の規定はない。報告書に関する規定がない理由は、当該規定を定めた経緯等が判然としないため不明である。

- ・近距離の交通費に係る添付書類について、本件取扱の「1 運用の基本方針（4）説明責任」では、領収書等の証拠書類が添付できない場合は政務活動費の支出は認められないこととなっているが、当該規定では領収書「等」と規定しており、証拠書類は領収書に限定されるものではないと解している。近距離の交通費における証拠書類の添付は、本市職員等に対する旅費の支出に係る運用に倣っている。
- ・本件住民監査請求書の事実証明書の中に、収支報告書に添付されている証拠書類として、様式第1号、様式第2号及び様式第4号があるが、これらの様式は、本件条例、生駒市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年6月生駒市規則第18号。以下「本件規則」という。）、本件取扱などに規定されているものではなく、市民にわかり易く見ていただくための任意の様式である。
- ・本件取扱「1 運用の基本方針（3）案分の考え方」の規定を定めた経緯は、当初、議員が発行する広報紙の紙面について、一部政務活動以外の活動について記載されていた場合に、案分を認めないこととしたというのが経緯である。今回のようなケースを想定していたかは定かではない。

（2）公明党に対する関係人調査の概要

- ・令和6年8月7日付けの但し書きの記載がない金額6,000円の領収書については、成田議員が和束町へ視察に行ったときの宿泊費に係る領収書である。
- ・上記支出については、先進地視察（現地調査）届出書、先進地視察（現地調査）報告書、領収書等の添付資料を確認の上、政務活動費として適正であると判断した。また、これらにより、当該視察及び宿泊の実態については十分に裏付けられていると考える。
- ・当該領収書の記載内容が簡略であり、領収書単独では支出内容の判別が困難であった点は課題であると認識している。
- ・政務活動費の支出について、セミナー・視察の受講に関しては、支出に関する証拠書類をすべて添付、受講に配布された資料の表紙のコピーの添付、研修・視察費等支出明細書の作成・添付を行い、経理責任者がこれら証拠書類の有無を確認の上、支出している。
- ・すべての支出について、その都度会派全員で集まって確認はしていないが、誰が、いつ、どこで、どのような視察（セミナー）に参加するかは必ず会派内で共有しているため、独断での活動や不透明な支出は行っていない。

（3）維新の会に対する関係人調査の概要

- ・当時、梶井議員は会派の代表者であった。梶井議員自身の政務活動の内容については会派内で共有はしていたが、研修への参加の判断は梶井議員本人が判断していた。
- ・今回問題となっている研修について、当時梶井議員は経済建設委員会に所属していたため、受講する講座に特に問題があるという認識はなかった。
- ・政務活動費を支出するにあたっての、証拠書類等については当時の経理責任者が確認し支出したものであるが、経理責任者は、当時のことは「東京開催で受講できなかったものを京都開催で受講した」程度の記憶しかない。

（4）成田議員に対する関係人調査の概要

- ・当初は京都開催の受講を希望していたが、令和6年8月7日は和束町への視察と日程が重複

し、また、同月 8 日の午前中は所用があったので、京都開催は第 4 講のみ申し込んだ。

- ・京都開催の第 4 講のみ申し込んだのは、会場に行ったことがなかったため行ってみたかったこともあり当初から京都開催の受講を希望していた。
- ・当該講座は、当時所属していた経済建設委員会の調査テーマ「公共施設マネジメント推進計画の検証及び再編に向けての手法について」に関連するものであったため受講した。
- ・当該講座の受講に関して東京開催で第 1 講、第 2 講及び第 3 講、京都開催で第 4 講を受講することとしたのは、議員の裁量の範囲であり何ら問題はない。
- ・東京開催の 2 日目（同月 2 日）受講終了後は、受講していた他の自治体の議員と面会した後、恵比寿駅近くで知人と面談及び会食していた。また、講座を受講していた梶井議員から帰路の同行の申し出があったため、18 時半ごろ梶井議員に連絡し、品川駅で待ち合わせて新幹線に同乗して帰路についた。
- ・東京開催の 2 日目（同月 2 日）受講終了後の知人との面談及び会食は、当初から決まっていたことではなく、東京開催を受講することとなった後に予定を組んだものである。
- ・当該講座の受講が政務活動としての目的であるから、当該目的を達成した後の政務活動以外の活動は政務活動と混在していないし、受講料、交通費及び宿泊費以外の費用は一切政務活動費として支出していない。本件取扱に規定する経費の案分には当たらない。
- ・和束町への先進地視察に係る領収書については、宿泊費に係る領収書である。当初宿泊費は一人 7,000 円とのことだったが、当日宿泊先のご厚意で 6,000 円となった。
- ・当該視察では自分を含め 3 名の議員と市職員 1 名が宿泊し、宿泊費は一人 6,000 円支払い、4 名とも 6,000 円の領収書をもらった。
- ・研修参加後の令和 6 年 9 月議会において、当該研修の内容を踏まえた一般質問を行った。その中で要望した事項が、本年度 4 月から採用されており、当該研修の成果を市政に反映させたものであるといえる。

（５）梶井議員に対する関係人調査の概要

- ・京都開催ではなく東京開催を受講したのは、京都開催の日程が和束町の視察日程と重複する可能性があった（当初、令和 6 年 8 月 6 日～7 日又は同月 7 日～8 日のいずれかで視察日程を調整していた。）ためである。また、仮に和束町の視察が重複しても京都開催の第 4 講は受講できるため、確実に 4 講座全てを受講できる方法として、第 1 講から第 3 講までを東京開催で受講し第 4 講を京都開催で受講することとした。（受講申し込みは同年 7 月 12 日～13 日頃であり、和束町の視察日程が固まったのは同月 17 日～18 日頃であるとのこと。）
- ・東京開催の 2 日目（同年 8 月 2 日）を第 3 講のみ受講することとしたのは、当初、同月 3 日の早朝から 4 日にかけて、生駒市子ども会育成連絡協議会が主催する宿泊研修の引率者として参加する予定をしており、準備や体力的なことを考慮して、早く帰宅し翌日に備えるためであった。
- ・和束町の視察日程が固まる前に受講申込をしたのは、満員となって受講できなくなることを危惧したためである。
- ・東京開催の直前になって、事情により上記宿泊研修の引率に参加できなくなったため、同月 2 日は早く帰宅する必要性がなくなった。なお、この事情が判明したときに京都開催の第 4

講を東京開催の第4講に変更するという発想はなかった。そのため主催者に受講先変更の可否について確認はしていない。

- ・東京開催の第3講受講後について、当時、同月5日に議会改革特別委員会に係る正副委員長打合せ、同月9日に議会改革特別委員会の開催を控えていたこと、また、ハラスメント条例の件などについても、東京開催を受講していた成田議員にお話を伺いたかったため、帰路の同行をお願いしたところ、成田議員は、所用があり遅くなるとのことだったが了承された。そのため、帰路の新幹線の時間までは東京駅周辺にて待機していた。
- ・同月1日は親類宅に宿泊したが、これは宿泊費を発生させないことにより政務活動費の支出を抑えようとしたものである。
- ・宿泊した親類宅までの交通費を含め当該宿泊に係る費用は一切政務活動費として請求していない。そもそも東京開催に係る受講料及びそれに要した交通費しか請求しておらず、これら費用はそれ以外の活動と明確に区分できることから、私的な活動と政務活動が混在しているということもない。本件取扱に規定する経費の案分には当たらない。
- ・和束町の視察の際の宿泊費は、当初一人7,000円の予定だったが、宿泊先のご厚意により一人6,000円となった。

第4 監査の結果

主文

- 1 生駒市長が公明党に対して交付した令和6年度政務活動費の支出のうち、上記第2 1 (1)ウ(令和6年8月8日に成田議員が京都開催を受講したことに対する研修費の交通費相当額計2,700円)に係る請求については、第4講のみ京都開催で受講したことについての合理的理由が見当たらず、当該支出が妥当性を欠くものと判断するが、令和7年9月30日に当該金額が市に返還され、市の損害がなくなり実質的要件を欠くこととなったため棄却する。
- 2 請求人のその余の請求を棄却する。

事実及び判断理由

1 事実関係の確認

本件監査請求書、事実を証する書面及び請求人の陳述内容、関係職員の事情聴取、関係人の事情聴取、議会事務局から提出された資料等に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 根拠法令、規定など

ア 自治法

政務活動費について自治法において以下のとおり規定している。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければなら

ない。(第100条第14項)

政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録をもって議長に報告するものとする。(同条第15項)。

議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(同条第16項)

イ 本件条例

自治法第100条第14項の規定に基づき、生駒市では、本件条例を制定している。主な規定内容・要旨は以下のとおりである。

議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し必要な事項を定める。(第1条)

政務活動費の交付対象は、会派及び会派に所属しない議員とし(第2条)、交付する政務活動費は、一人当たり月額30,000円、4月から9月まで及び10月から翌年の3月までの半期ごとに交付する。(第3条)

政務活動費は、会派及び無会派議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。(第5条第1項)

政務活動費は、以下の表で定める政務活動に要する経費に充てることができる。(第5条第2項)

項目	内容
(略)	(略)
研修費	研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費(講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
(以下略)	(以下略)

政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び無会派議員は、別記様式により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに領収書等の支出に関する証拠書類を議長に提出しなければならない。(第7条第1項)

会派及び無会派議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び無会派議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。(第8条)

議長は、第7条の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。(第10条)

ウ 本件規則

主な規定内容・要旨は以下のとおりである。

政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び会派に所属しない議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(第2条第1項)

市長は、前条第1項又は第2項の規定により申請のあった会派及び無会派議員について交付すべき年度分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び無会派議員に政務活動費交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。(第3条)

会派の代表者及び無会派議員は、政務活動費の交付日の10日前までに、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書(様式第5号)を提出するものとする。(第4条)

議長は、条例第7条の規定により提出された収支報告書等の写しを市長に送付するものとする。(第5条)

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を作成するとともに、領収書等の支出に関する証拠書類を整理し、会計帳簿及び条例第7条の規定により提出した領収書等の支出に関する証拠書類の写しを同条に規定する収支報告書等の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(第6条)

エ 本件取扱

生駒市議会では、本件取扱を議員の協議により定め運用している。運用の基本方針及び本件住民監査請求に関連する主な規定内容・要旨は以下のとおりである。

政務活動費執行の原則として、①政務活動が目的であること、②政務活動の必要性があること、③政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること、④適正な手続きがなされていること、⑤支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること、(1運用の基本方針(1)政務活動費執行の原則)

政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。(1運用の基本方針(2)実費弁償の原則)

議員の活動は、政務活動以外にも議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的な活動など多岐にわたり、政務活動とそうでない活動と合理的な区分が困難な場合があるが、政務活動費を充当する場合は、政務活動以外の活動と混在することは認めないこととし、よって経費を案分することはできないものとする。(1運用の基本方針(3)案分の考え方)

政務活動費は、条例に基づき会派及び会派に所属しない議員に税金から交付されるものであり、議長に対し収支報告書の提出が義務付けられている。このことから、収支報告書に領収書等の支出に関する証拠書類が添付できない場合は、政務活動費の支出は認められないとともに、会派及び議員は、政務活動費の支出に関して、透明性確保の観点から、市民への説明責任を果たさなければならない。(1運用の基本方針(4)説明責任)

政務活動費を充当できない経費の例として、①慶弔、見舞、餞別等の交際に要する費用、②政党活動に要する費用、③選挙活動に要する費用、④後援会活動に要する費用、⑤飲食に要する費用、⑥図書券・カード、商品券、プリペイドカード等換金性の高い物品の購入に係る費用、⑦その他、私的活動に要する費用(1(6)政務活動費を充当することができない経費)が挙げられている。

交通費については、生駒市旅費支給条例に定める金額を基準とする。ただし宿泊費(飲食費を除く)については、実費(上限14,000円)とし、精算に際して領収書を添付するものとする。(4交通費、宿泊費等について(1))

先進地調査又は現地調査を行うための視察については、議長名で依頼を必要とする場合は、行程及び視察先を調整の上、事前に議長に届出するものとする。また、調査終了後は速やかに報告書を作成し議長に提出するとともに、その写しを保管するものとする。（５先進地調査又は現地調査を行うための視察について（１））

研修会等の参加費、会費については、領収書と併せて内容を示す資料を添付するものとする。（７研修について（６））

（２）公明党及び維新の会に対する令和６年度政務活動費の支出手続

ア 公明党

交付申請提出 令和６年４月１日

交付申請額 １，０８０，０００円（３０，０００円×１２か月×３名）

交付決定日 令和６年４月１日

交付日・交付金額 上半期 令和６年４月２５日 ５４０，０００円

下半期 令和６年１０月２５日 ５４０，０００円

収支報告書提出 令和７年４月１０日

残余额 ５５６，３９１円 戻入日 令和７年５月２１日

イ 維新の会

交付申請提出 令和６年４月１日

交付申請額 １，０８０，０００円（３０，０００円×１２か月×３名）

交付決定日 令和６年４月１日

交付日・交付金額 上半期 令和６年４月２５日 ５４０，０００円

下半期 令和６年１０月２５日 ５４０，０００円

収支報告書提出 令和７年４月１０日

残余额 １８６，４３９円 戻入日 令和７年５月２３日

２ 判断理由

（１）公明党に対する政務活動費の支出

ア 成田議員の東京開催及び京都開催の受講について

成田議員は、同一内容の講座につき、第１講から第３講までを東京開催で、第４講を京都開催でそれぞれ受講したことについて、当初から京都開催で全講座を受講することを考えていたが、京都開催の１日目の令和６年８月７日は和束町への視察と日程が重複し、２日目の同月８日の午前中は所用があったとの事情があり、受講申込をする時点で、京都開催で受講可能なのは第４講のみであったことから、残りの第１講から第３講までを東京開催で受講したとのことである。

一方、成田議員は、東京開催２日目の第３講を受講した後、他の自治体の議員や知人と面談等を行っている。これについて、東京開催を受講することが決まってから予定を組んだとのことであるから、受講申込の時点において、東京開催で第１講から第４講まで受講する申込をすることも可能であったといえる。この点につき成田議員は、もともと全講座を京都で受講することを希望しており京都の会場に行ったことがなかったため第４講を京都開催で受

講することとしたとしているが、そこには合理的理由は見当たらない。そのような事情のもとでは、東京開催で第1講から第3講までを受講したことは、特に違法又は不当なものとは認められないが、第4講のみ京都開催で受講したことは、妥当性を欠くものと言わざるを得ない。

しかし、令和7年9月22日に、成田議員から、京都開催を受講したことに対して要した交通費相当額の2,700円について返還したいとの申出があり、令和7年9月30日に市に収入されたことを確認した。よって、当該支出に係る請求については市の損害がなくなり実質的要件を欠くこととなったため、主文1のとおり棄却することとした。

イ 使途が不明な支出について

令和6年8月7日に和束町に先進地視察したことに対する証憑として添付された但し書きがなく使途が不明な金額6,000円の領収書については、成田議員が当該視察に行った際の宿泊費についての領収書であり、宿泊した事実や、金額が当初7,000円の予定であったところ当日に宿泊先のご厚意で6,000円になったことが、当該視察に参加した他の議員の証言からも確認できた。確かに、領収書に但し書きがなく、それだけでは使途が不明であり、他の添付書類からも明確に使途が判明しないことは、説明責任といった観点からも適切とは言えないが、上記のとおり実際に先進地視察という政務活動の一環で宿泊し、その事実を確認できたことから、領収書の記載に不備があったことをもって違法又は不当な支出であるとまではいえない。また、請求人は、当該視察に参加した経済建設委員会に属する他の委員又はその所属会派が、いずれも宿泊費を含め視察に係る費用を一切計上していないことから当該宿泊費は使途不明な支出であるとしているが、そもそも視察だけでなくその他の政務活動に要した全ての費用を政務活動費として計上する義務はないため、これをもって当該宿泊費の支出を使途不明な支出とする根拠にはならない。

(2) 維新の会に対する政務活動費の支出（梶井議員の東京開催及び京都開催の受講に係る研修費の支出）について

梶井議員が、同一内容の講座につき、第1講から第3講までを東京開催で、第4講を京都開催でそれぞれ受講したことについて、梶井議員が東京開催及び京都開催の受講申込をした時点では、和束町への視察の日程が6日午後から7日午前又は7日午後から8日午前となるのが確定していなかったことから、京都開催で受講可能なのは8日14時開始の第4講のみであり、残りの第1講から第3講までを東京開催で受講せざるを得なかったとのことである。また、当初は、東京開催の翌日に、早朝から生駒市子ども会育成連絡協議会が主催する宿泊研修の引率者として参加する予定であったため、東京開催の第3講を受講後すぐに帰宅する予定であったが、直前になって事情が変わり、結果的に、東京開催の第3講受講後すぐに帰る理由がなくなったとのことである。

以上の事情をふまえると、梶井議員が東京開催を第1講から第3講まで受講し、第4講のみ京都開催で受講したことについて、不合理な点は見当たらず、違法又は不当な支出とはいえない。

(3) 請求人の主張について

ア 東京開催受講時に政務活動費以外の活動が混在しているといえるか

請求人は、東京開催の受講に係る行程中に政務活動以外の活動をしていた場合は、本件取扱の規定により、政務活動以外の活動と混在していることになるから、政務活動費を充当できないと主張している。

成田議員は東京開催の2日目の第3講終了後、帰路の新幹線の時間までの行動については、他自治体の議員との面会や知人と面談等をしていたとのことで、これらの面会、面談等が明らかに政務活動以外の活動だったとはいえないが、これが政務活動以外の活動であったとしても、その活動についての経費を政務活動費として充当しているわけではない。

梶井議員は、東京開催の受講にあたり、親類宅に宿泊したとのことであるが、政務活動費の支出を抑えるためであるとのことであり、宿泊に要した交通費等の経費は一切政務活動費を充当していない。また、2日目の第3講終了後、帰路の新幹線の時間までの行動については、特に何の活動もせず待機していたということであり、この間も含め、政務活動以外の活動についての経費を政務活動費として充当しているわけではない。

請求人は、本件取扱の案分の考え方については、本件取扱において「政務活動費を充当する場合は、政務活動以外の活動と混在することは認めないこととし、よって経費を案分することはできない」とされ、政務活動費を充当することとした活動には政務活動以外の一切の活動は含めてはならないと主張する。しかしながら、本件取扱「1運用の基本方針（3）案分の考え方」の規定を定めた経緯は、議員が発行する広報紙の紙面について、一部政務活動以外の活動について記載されていた場合に、案分を認めないこととしたもので、今回のようなケースを想定していたかは定かではないとのことであり、政務活動費として認められる研修のためにいずれにせよ支出が必要な研修費、交通費等について、その前後に政務活動以外の活動が含まれている場合において、本件取扱の案分の考え方が適用されるものかどうかは、一義的に明らかとは言えない。

成田議員及び梶井議員も、政務活動の目的達成のために要した交通費や宿泊費といった経費は、仮に前後に政務活動以外の活動が含まれているとしても、政務活動費として当然認められるべきもので、政務活動以外の活動の費用を政務活動費で充当してもおらず、当該政務活動が政務活動以外の活動と混在していることにはならないと主張している。そして、東京開催の2日目の第3講終了後、帰路の新幹線の時間までの間、成田議員については、他自治体の議員との面会や知人と面談等をしていたとのことであり、梶井議員については、議会改革特別委員会やハラスメント条例に関する話をするため帰路の同行を成田議員に求め了承されたため、帰路の新幹線の時間までは、東京駅周辺で待機した後、品川駅に移動して成田議員と合流したということであり、今回の研修受講の政務活動以外の活動の意義、比重が特段大きいものと認められる状況にはない。

したがって、上記のような状況下では、成田議員及び梶井議員が政務活動として東京開催を受講した行程の中に、政務活動以外の活動が含まれていたとしても、本件取扱の案分の考え方が適用されるものかどうかは、一義的に明らかとは言えず、違法又は不当であるとまではいうことはできない。

イ 証憑のない支出について

請求人は、成田議員が研修の際に特急を利用した証憑が添付されていないにも関わらず支

出されていることは、本件条例及び本件取扱の規定に違反し違法であると主張している。

交通費の鉄道賃については、インターネット等の情報により、運賃や特急料金等を容易に確認できる。市職員の場合、旅費規則第7条第2項の規定で、旅費の請求手続に添付が必要な資料の種類は別表第1のとおりと定め、同表において、生駒市職員等の旅費に関する条例及び旅費規則で用いられている「急行料金」については、市長が必要と認める場合に限りその支払を証明するに足る資料を添付することと規定しているが、現状において、この「市長が必要と認める場合」について定めた規定は特にないため、「急行料金」に含まれる特急料金に係る領収書等の添付は必要としていない。

成田議員が研修に要した交通費については、参加費の領収書や研修内容を示す資料などの提出書類により、研修参加の事実及び研修の開催場所は確認でき、その上でインターネット等により当該交通費の整合性を確認できるから、領収書等の添付がなくても、市職員の旅費支給の例に倣った運用でもあり、違法又は不当ということとはできない。

また、請求人は、成田議員及び梶井議員ともに、東京開催受講時の交通費について、行程の一部が交通費として記載がないことを主張しているが、そもそも研修に要した全ての交通費を政務活動費として充当する義務はなく、一部が政務活動費として計上されていなかったとしても、違法又は不当ということとはできない。

(4) まとめ

以上のとおり、本件住民監査請求は主文のとおり決定することと判断した。

3 補足意見

以上のとおり、本件監査請求について判断したが、次のとおり意見を述べる。

(1) 政務活動費の案分に関する考え方について

政務活動費の案分の考え方について、本件監査請求においては、請求人の主張と成田議員及び梶井議員の認識が異なっていた。当該規定が定められた経緯をふまえると、本件監査請求のような研修費への適用は想定外であったともいえるが、今回のように、実際に運用する市議会議員と市民とで規定の捉え方が大きく異なるのは適切とはいえない。今後、誰が見ても解釈が異なるようなことがないよう、考え方を整理するとともに、具体的に明文化するなど運用の検討が必要と考える。

(2) 政務活動費に係る収支報告の適正な運用について

政務活動費は、本件条例の規定に基づき、収入及び支出の報告書並びに領収書等の支出に関する証拠書類を議長に提出しなければならないとされているが、提出された収入及び支出の報告書並びに領収書等の支出に関する証拠書類について、本件監査請求では領収書の不備などが指摘されており、現状では十分にチェックがされていないと思わざるを得ない。政務活動自体の適否や内容にまで踏み込んで確認をするのは、政務活動費を交付された各会派又は議員に委ねるとしても、書類不備などの形式的な内容のチェックは適切に行うべきであり、そのための体制の充実を図るべきである。

また、上記報告書に添付する各様式について任意の様式を添付しているものが見られた。市民に対する透明性の確保やチェックする際の効率性といった観点から、添付の必要がある様式

については、本件規則、本件取扱等で規定した上で、市民に対し十分に説明責任を果たすことができるよう適切に対応していただきたい。特に、研修については、研修の報告書について様式を定め、提出を求める必要があると考える。

以上